

周南市勤労福祉センター条例及び周南市徳山勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について

周南市勤労福祉センター条例及び周南市徳山勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市勤労福祉センター条例及び周南市徳山勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 周南市勤労福祉センター条例（平成15年周南市条例第198号）
- (2) 周南市徳山勤労青少年ホーム条例（平成15年周南市条例第199号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。  
（周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）
- 2 周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

勤労福祉センター・徳山勤労青少年ホーム運営審議会委員
----------------------------

」

及び

「

勤労青少年ホーム指導員	非常勤の者	月額	164,500円以内
-------------	-------	----	------------

」

を削る。

(周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成 15 年周南市条例第 247 号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	周南市勤労福祉センター・周南市徳山勤労青少年ホーム運営審議会	周南市勤労福祉センター及び周南市徳山勤労青少年ホームの運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。	10 人以内
----	--------------------------------	---	--------

」

を削る。